

健康・環境分野等に進出される中小企業者の皆さまへ

**健康・環境分野等に新たに進出（創業や異業種進出）し、
経営基盤の強化となる人材を雇い入れる事業主の方を支援します！**

中小企業基盤人材確保助成金のご案内

助成金の概要

厳しい雇用環境の中、今後、人材需要が見込まれる健康・環境分野および関連するものづくり分野に新分野進出等（創業や異業種進出）を行い、新たに経営基盤を強化するための人材（基盤人材）を雇い入れた場合、その基盤人材の賃金の一部に相当する額として、一定額を支給します。助成金を受給するには、改善計画（※）を作成し、都道府県知事の認定を受けることが必要です。

※ 改善計画とは、中小企業労働力確保法に基づき、中小企業者が雇用管理の改善について取り組むこととした計画です。

支給対象事業主の要件

- ・ 雇用保険の適用事業の事業主であり、基盤人材を雇用保険の一般被保険者として雇い入れること
- ・ 新分野進出等に必要な施設や設備などに要する費用について、250万円以上負担していること
- ・ 一定期間内に事業主都合の離職等が発生していないこと ほか

支給額

基盤人材1人当たり **140万円（5人まで）**

基盤人材の要件

基盤人材とは次の(イ)(ロ)のどちらにも当てはまる人材です

(イ) 次の①または②に該当する者

- ① 事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識や技術を有すること
- ② 部下を指揮・監督する業務に従事する係長相当職以上であること

(ロ) **年収350万円以上の賃金（臨時給与、特別給与など臨時に支払われた賃金および3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除きます）で雇い入れられる者**

※ 第1期の支給申請において175万円以上、第2期の支給申請において年間で350万円以上、かつ、第2期で70万円以上支払われていることが必要です（第1期・第2期については裏面参照）。



支給対象分野

以下の分野に新分野進出等を行う場合に支給対象となります。

(日本標準産業分類)

大分類A → 中分類02 - 林業

大分類D - 建設業

このうち、健康や環境分野に関する建築物等を建築しているもの

大分類E - 製造業

このうち、健康や環境分野に関する製品を製造しているもの

このうち、健康や環境分野に関する事業を行う事業所と取引関係があるもの

大分類F - 電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33 - 電気業

大分類G - 情報通信業

大分類H - 運輸業・郵便業

大分類L - 中分類71 -

学術・開発研究機関

このうち、健康や環境分野に関する技術開発を行っているもの

大分類N → 中分類80 → 小分類804 - スポーツ施設提供業

大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246 - スポーツ・健康教授業

大分類P - 医療、福祉

大分類R → 中分類88 - 廃棄物処理業

その他(上記以外)

このうち、健康や環境分野に関する事業を行っているもの

※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

不支給要件

- 改善計画認定申請書提出日の6カ月前の日から、基盤人材の雇入れの日から起算して6カ月が経過するまでの間に、事業主都合により常用労働者を離職させた場合、または、特定受給資格者(※)となる離職者を4人以上、かつ、被保険者数の6%に相当する人数を超えて出した場合
※ 倒産・解雇等により離職を余儀なくされた方
- 労働保険料を過去2年間を超えて滞納している場合
- 支給申請書の提出日までの過去3年間に、不正行為により、本来支給を受けることができない助成金等の支給を受けた場合、または受けようとした場合
- 風営法に規定する事業を行う場合
- 過去に基盤人材5人分について助成金を受給した事業主が、最後の支給申請書の提出日の翌日から起算して3年が経過していない時点で、助成金の支給を受けようとする場合
- 基盤人材の雇入れ日の前後6カ月間に、労働関係法令の違反を行った場合
- 有期の事業などで雇用関係が終了することが予測される場合
- 基盤人材を雇入れた日から助成金の支給対象期間の末日までの期間に、その基盤人材を事業主都合により離職させた場合 ほか

申請から支給までの流れ

① 都道府県知事に改善計画認定申請書を提出



② 基盤人材の雇入れ



③ 6カ月後、第1期支給申請書の提出
(労働局またはハローワーク)



基盤人材1人につき
70万円の支給



④ 6カ月後、第2期支給申請書の提出
(労働局またはハローワーク)



基盤人材1人につき
70万円の支給

助成金の支給には、このほかにも一定の要件があります。
詳細については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。